令和７年度こども朝食堂運営業務委託仕様書（日根野小学校）

１　業務名　　令和７年度こども朝食堂運営業務委託（日根野小学校）

２　業務の目的

　家庭の事情で朝食を食べずに登校する児童へ食事を提供することにより、その学習や成長を支えつつ、困難な状況にある児童がいる場合には行政等の必要な支援につなぎ、本市のこどもの貧困対策を推進することを目的とする。

３　業務内容　　　　　小学校において始業前の時間帯に児童へ朝食を提供する。

４　場所　　　　　　　小学校　家庭科室

５　履行期間　　　　　契約日から令和８年３月３１日まで

６　食堂の開設曜日・時間　　　基本として週２回実施（実施曜日については契約後学校と調整）

午前７時５０分から午前８時１５分まで

　　　　　　　　児童の退室時間　最終８：１５　※始業時間（８：２０）

７　提供食数　　　　　１回あたり１２０食程度（学年により分散して実施）

８　児童の参加方法　　事前申込は不要（自由参加）とする。

９　費用の徴収　　　　無料とする。

10　食事の調理・提供及び衛生管理について

（１）次のいずれかの方法により提供すること。

①当日その場で調理したものを提供する。

②総菜製造業の許可を受けた事業者にて調理されたものを調達して提供する。

　（２）本業務の調理及び衛生管理に関する指針等は下記によるものとする。

　　　①厚生労働省「大量調理マニュアル」

　　　②大阪府「食品管理マニュアル」

　　　③公益社団法人日本食品衛生協会

「の考え方を取り入れた衛生管理のための手引書（小規模な一般飲食店事業者向け）」

　　　④大阪府ホームページ「子ども食堂の衛生管理について」（<https://www.pref.osaka.lg.jp/shokuhin/gyoukai-kannri/kodomoshokudou-eisei.html>）

　（３）提供した食事の記録について

　　　　献立、食数、調理担当者の健康管理、調理工程、温度管理などを記録し、1年間程度は保管しておくこと。

　（４）業務委託の受注後、大阪府泉佐野保健所の指導助言を受け、その結果について業務開始日までに発注者に報告すること。

　（５）発注者による現地調査及び点検を実施する場合、円滑に実施できるよう協力すること。

11　児童及び保護者への周知について

　案内チラシを作成し、学校ともその内容を共有した上で配布する。

　配布方法は学校と協議すること。

※チラシの文面は、児童の年齢や様々な背景に配慮してわかりやすい言葉を用いること。

併せてルビをふり、簡潔に記すこと。

12　献立について

　（１）当日の学校給食（昼食）の献立と重複しないよう注意すること。

　　　（２）原材料に含まれるアレルギー物質をチラシに明記すること。

（３）メニューの要望や食物アレルギー等個別の対応はできないことを周知すること。

（４）児童が短時間で食べられるよう配慮すること。

13　アンケートの実施

　　　児童を対象としたアンケートを実施すること。回数については、学期ごとに初回・中間・学期末を基本として随時実施し、児童の状況把握に努めること。

また、教職員からの意見聴取については、状況に応じて可能な限り行うこと。

14　支援が必要な児童への対応

　　　朝食の提供の場において、支援が必要な児童を発見した場合には、必ず子育て支援課に　　つなげるとともに、その後の見守りについても連携して行うこと。

15　事業報告書の提出

　　　最終の業務完了後、速やかに発注者に提出すること。

なお、事業報告書には本業務の実績を詳しく書き記すこと。また、業務受託者として本事業に対する考察も併せて記載すること。

16　業務委託料の支払い

（１）原則として受注者は、業務完了後の検査に合格したときに委託料の請求をすることができる。発注者は、この請求を受けた日から３０日以内に委託料を支払うこととする。

（２）ただし、受注者は、原材料の購入や運営体制の確保を円滑に行うための経費として、契約締結後に１回に限って契約額の２分の１を超えない範囲で発注者に対して委託料の前払いを請求できるものとし、発注者は、この請求を受けた日から３０日以内に支払うものとする。

（３）前払いを行った場合において、受注者は業務完了後検査に合格したときに、委託料の総額から既に受領した前払金の額を差し引いた金額を発注者に請求し、発注者は、この請求を受けた日から３０日以内に委託料を支払うものとする。

17　その他注意事項

　（１）受注者は、本業務の実施に関して発注者と連携を密にし、必要に応じて協議すること。　（２）業務の遂行にあたっては、関係法令、条例等を遵守すること。

　（３）実施場所が小学校であることに留意し、細心の注意を払うこと。

　　　特に、児童に関する個人情報等、校内で知りえた情報の守秘については、従事者に周知　　徹底すること。

　（４）火災や事故を予防するために必要な措置を講じること。

（５）この仕様書に定めのない事項については、発注者と受注者が協議して定めるものとする。